令和８年（フ）第１８１１号
さいたま市緑区道祖土３丁目８番８号　サイドグリーンハイツ101
債務者　藤原　　響
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８１２号
さいたま市緑区道祖土３丁目８番８号　サイドグリーンハイツ101
債務者　藤原　桃香（旧姓北村）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６９６号
埼玉県越谷市北越谷１丁目８番20号　シャングリラ越谷107、旧住所埼玉県越谷市大字大林479番地１　レオパレスサンプラザⅠ205号
債務者　荒田　義男
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７２０号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目１番６号　フェスター一ノ割　102号室
債務者　波方　泰美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３２７号
埼玉県羽生市西２丁目11番12号　シティパレス羽生１―201
債務者　小林　史行
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３６２号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木1870番地40　クロサワハイツ102号
債務者　櫻井　昌子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１５９号
相模原市南区上鶴間２丁目18番16号
債務者　児玉　裕介
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５１１号
相模原市南区麻溝台３丁目14番７号
債務者　山口　秀子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５３９号
相模原市中央区横山台２丁目６番22号　田中方
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１９０号
新潟県長岡市豊詰町111番地６
債務者　磯野　錬磨
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第７６０９号
東京都中野区鷺宮６丁目31―８―205
債務者　小倉　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６６１号
東京都渋谷区円山町23―９―306
債務者　川口　真実
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６６３号
東京都北区王子５丁目８―17―102
債務者　遠山　修児
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７００号
東京都葛飾区高砂１丁目４―２―203
債務者　竹田　郁菜
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０７号
東京都世田谷区赤堤２丁目16―14―103
債務者　藤木真由美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２０号
東京都板橋区高島平２丁目33―３―1102
債務者　河田　倫則
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部